

# さめき水田宮農だより

～20年産米の計画生産に向けて～

## 香川県における20年産米の計画生産に向けて

香川県は、これまで生産調整を達成していますが、確実な達成を目指すあまり、県全体としては目標を大幅に上回る生産調整となっており、これが農業産出額の減少だけでなく、翌年以降の目標（需要量）の減少にもつながっています。

このため、20年産米においては目標に見合う作付けを確実にを行うために（生産調整の超過達成を最小限にする。）、関係機関が協力して次のような取組みをしてきているところです。

生産者の皆様への目標の配分はこれからになると思いますが、20年産米の生産調整におけるこれまでの取組みを踏まえて、配分された面積は確実に水稻を作付けるようお願いいたします。なお、何らかの事情により、作付けを取りやめたり、配分面積よりも縮小する場合は、他の生産者への調整に出して、作付けにつながるよう協力をお願いいたします。

### 1 作付意向調査の実施

県と県水田農業振興協議会が地域水田農業推進協議会に依頼して、昨年10月頃に次のような調査を実施しました。

- ①目的：20年産米の作付希望を調査して、生産者、地域等の各段階での生産力を把握するため（生産調整は継続するので、希望どおり植えられるわけではなく、もし、希望した全面積の配分を受けた場合は確実に作付けられることが前提。）。
- ②調査対象者：小豆地区と直島町を除く生産者  
除外地域の全生産者とその他の地域の提出がない生産者については、19年産米の作付面積を20年産米の作付希望面積と判断しました。
- ③調査結果：県全体で15,377.5haの作付希望となった。

### 2 県への生産数量目標の配分

ほとんどの都道府県で生産数量目標が減少する中、香川県へは、前年より1,200トン多い76,640トン、面積換算で15,360haが配分されました（作付希望面積にほぼ匹敵する面積）。

### 3 地域への目標の配分と生産調整への取組方針

昨年12月21日に開催された県水田農業振興協議会総会決定事項

- ①地域協議会への目標の配分  
各地域協議会に対して、作付希望に基づいた目標値を配分（ほとんどの協議会において、希望面積を若干下回る目標値）。
- ②20年産米の生産調整への取組方針
  - ・目標を余すことなく水稻作付けに結び付けて、農業産出額を増加させるとともに、翌年以降の目標の減少を最小限に留めることを目指す。
  - ・そのため、生産者に対しても、配分された目標は確実に作付けるよう推進するとともに、配分された目標よりも少ない作付けとなる生産者に対しては、翌年以降の県への目標配分が減らないよう、水稻作付けを増やしたい他の生産者に移動して有効に活用するよう推進する。
  - ・このため、目標の都道府県間調整には取り組まない。

# 全国（政府）の動き

平成19年産米価が大幅に下落したことは記憶に新しいところです。原因として複数の要因が挙げられていますが、中でも、全国的に生産調整を守っていない府県が増加して、生産過剰になっている（香川県は生産調整を確実に実施しています。）ことが大きいと考えられています。

政府は20年産米で同じ問題が生じないようにするため、昨年12月末に次のような生産調整の進め方の見直しと緊急対策を発表しました。

- 1 生産数量目標の設定方法の変更  
目標値は、これまでの数量だけでなく面積換算値と併せて提供する。
- 2 都道府県間調整  
都道府県間で目標（需要量）をやり取りできる仕組みを作り、国が調整を行う。
- 3 新規需要米  
これまでの加工用米のほかに、生産調整として扱われる新規需要米（飼料用、米粉用、輸出用、バイオエタノール用など）を位置づける。
- 4 生産調整の目標達成に向けた取組の強化  
行政も積極的に関わるとともに、地域協議会は、目標配分、作付、収穫の各段階に
- 5 地域水田農業活性化緊急対策（19年度補正予算）  
生産調整をさらに拡大する面積に応じて、次のいずれかの緊急一時金を支払う。

長期生産調整実施契約	非主食用米低コスト生産技術確立試験契約
<p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度以降、生産調整を達成する者</li> <li>・当該対策における、<b>5年契約</b>を地域水田農業推進協議会と交わした者</li> </ul> <p><b>【交付対象面積】</b> ※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年産主食用米作付目標面積－20年産主食用米作付面積もしくは</li> <li>・19年産主食用米作付面積－20年産主食用米作付面積のうち、麦、大豆、米・稲以外の飼料作物、（地域水田農業推進協議会が指定した作物）を植え付けた面積</li> </ul> <p><b>【交付単価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①19年産生産調整実施者 5万円/10a（<b>5年分として一括払い</b>）</li> <li>②19年産生産調整実施者以外 3万円/10a（<b>5年分として一括払い</b>）</li> </ul>	<p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度以降、生産調整を達成する者</li> <li>・当該対策における、<b>3年契約</b>を地域水田農業推進協議会と交わした者</li> </ul> <p><b>【交付対象面積】</b> ※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年産主食用米作付目標面積－20年産主食用米作付面積もしくは</li> <li>・19年産主食用米作付面積－20年産主食用米作付面積のうち、非主食用米（飼料米、飼料米等）を植え付けた面積（試験結果を協議会に報告）</li> </ul> <p><b>【交付単価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19年産生産調整実施者 5万円/10a（<b>3年分として一括払い</b>）</li> </ul>

契約内容が途中で不履行となった場合は、全額返還が必要です。

※：地域やこれまでの生産調整の取組みによって状況が異なる場合があります。

表頁に示したとおり、香川県においては、農業者に配分された目標どおりの水稻作付や目標の農業者間調整を推進しており、この**地域水田農業活性化緊急対策**には取り組みにくいので、積極的な推進は行っておりませんが、実施を検討される方は、2月20日までに、地域水田農業推進協議会事務局もしくは下記問い合わせ先までご相談ください。